

## 米国における個人情報の取扱いを包括的に規制する初の法律

# 『カリフォルニア州消費者プライバシー法』の理解と実務対応のポイント

～ 日本企業がとるべき対応策を  
世界のプライバシー法を専門とする弁護士が解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2020年 1月 15日(水) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

### 《講師》

TMI 総合法律事務所 パートナー 弁護士 大井哲也 氏

クラウドコンピューティング、インターネット・インフラ/コンテンツ、SNS、アプリ・システム開発、情報セキュリティの各産業分野における実務に精通し、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証機関公平性委員会委員長、社団法人クラウド利用促進機構 (CUPA) 法律アドバイザー、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員を歴任する。情報漏えい対応、ビッグデータ活用、情報管理体制の整備を専門とする。https://tetsuyaoi.com

TMI 総合法律事務所 パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士 村上諭志 氏

CIPP/E (Certified Information Privacy Professional/Europe)。サンフランシスコの Morgan, Lewis & Bockius LLP での勤務経験を有する。情報漏えい対応、ビッグデータ活用等の個人情報保護や消費者関連法、知的財産権法、IT 関連法に精通しており、インターネットビジネスの国内・グローバル展開のサポートが得意分野。

TMI 総合法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 寺門峻佑 氏

情報処理安全確保支援士、情報セキュリティ監査人補。ロサンゼルス Quinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLP、サンフランシスコのワイキメディア財団法律部、エストニアの Law Firm SORAINEN テクノロジーセクターでの勤務経験を有し、情報セキュリティ体制整備・情報漏えい対応、各国データ保護法・著作権・ライセンス等の IT 法務、システム・プラットフォーム開発の契約・紛争、その他国際紛争案件を主に取扱う。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会 Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書を FAX でご送信いただく際は、ご使用の FAX 機の使用法 (0 発信の有無など) をご確認の上、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円 (本体価格 32,000円)	一般	38,500円 (本体価格 35,000円)
-----	------------------------	----	------------------------

191861-0303 (※) カリフォルニア州消費者プライバシー法の理解と実務対応			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日 (開催日1週間～10日前までに) 受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HP にてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F 【DM変更連絡】 03-5215-3512

### ・プログラム・

#### ■開催にあたって

2018年6月28日にカリフォルニア州消費者プライバシー法(The California Consumer Privacy Act of 2018、以下、CCPA)が成立しました。米国には、連邦法としての個人情報保護法は存在せず、業界毎の規制があるにとどまっていた。CCPAは、米国における個人情報の取扱いを包括的に規制する初の立法となります。2020年1月に施行予定のCCPAは、立法担当の解説書などが無いうえに、条文の曖昧さのため実務対応が困難となっております。本セミナーでは、世界のプライバシー法を専門とする3名の弁護士が一定の解釈を示し、日本企業がどのように実務対応すべきかを解説します。

#### ■プログラム

#### 1. CCPA その他日本企業が対応すべき米国法令の整理

- (1) COPPA
- (2) CALOPPA
- (3) データ侵害通知法

#### 2. データマッピング

#### 3. 現状の個人情報管理体制と CCPA 要求事項との Fit&Gap 分析

#### 4. CCPA 対応を要する要求事項

- (1) CCPA において保護される個人データ
- (2) CCPA の適用範囲
- (3) プライバシーポリシーの策定
- (4) データ主体の権利行使とその対応フローの策定
- (5) 個人データの販売とオプトアウト
- (6) CCPA 違反の罰則と損害賠償額の予定
- (7) 安全管理措置

#### 5. CCPA 対応のための実装方法

- (1) GDPR とは別個に対応する方法
- (2) GDPR・CCPA・日本の個人情報保護法を包括するグローバルポリシーを策定する方法

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

※講師とご同業の方のお申し込みはお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。